

明治十八年の淀川洪水と真宗寺院

——現門真市域を中心に——

市立枚方宿鍵屋資料館学芸員
佛教大学・神戸常盤大学非常勤講師等

片山正彦

はじめに

本稿は、大阪府下に大きな被害をもたらした明治十八年（一八八五）の淀川洪水（通称「伊加賀切れ」）について、地域にのこる当時の史料を活用し、地域史の視点から真宗寺院の果たした役割について検討するものである。

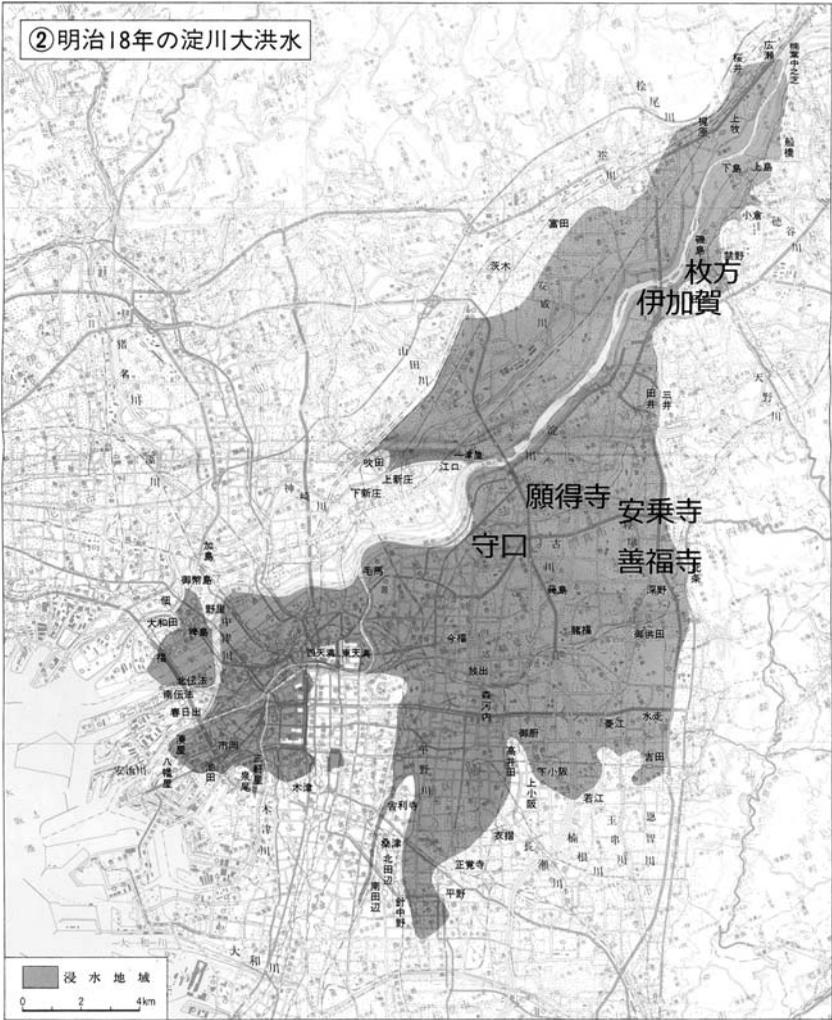
淀川流域はたびたび洪水に見舞われたが、大阪府下に大きな被害をもたらしたものに、明治十八年の大洪水がある。六月十八日午前三時、枚方の三矢村・伊加賀村の淀川堤防が決壊し、その切れ口は百間余にも広がった。洪水はたちまちの間に茨田郡一面を水没させ、讚良・交野・東成郡の一部から大阪市中におよんだ。東成郡野田村網島（大阪市都島区）の淀川堤防を切り開いて、ようやく退水の気配が見えはじめた六月二十八日、再び豪雨となり、七月になると、伊加賀堤防の切れ所が元の百間余に広がり、洪水がとうとうと流入したという。⁽¹⁾

通称「伊加賀切れ」とよばれる明治十八年の淀川洪水については、近畿地方建設局が刊行した『淀川百年史』の他、『枚方市史 第四巻』、『大阪市史 第五巻』、『東大阪市史 近代Ⅰ』など⁽²⁾、被害のあった地域の自治体史で採り

【図表 1】 淀川洪水の歴史

年	内容
延宝 2 年 (1674)	六月十四日 茨田郡仁和寺村堤防決ス、其状況詳カナラスト雖トモ、稲作ノ如キハ皆無ニ属シ、同年九月ニ至リ決口ヲ修築セリト云フ
享保 20 年 (1735)	六月二十一日 茨田郡三矢村堤防決潰ス、摂河一面浸水稻作悉ク腐敗ス、其年ノ貢租ヲ免サル
元文 1 年 (1736)	六月二十一日 洪水水量一丈四尺、河州出口・三矢ノ堤決ス
延享 5 年 (1748)	交野郡渚村及上島村外三ヶ村ニ係ル澱川堤防長五十間決潰ス、被害ノ状況詳ナラス
宝暦 6 年 (1756)	九月十七日 交野郡渚村及ヒ上島村外三ヶ村ニ係ル澱川堤防長五十二間決壊ス
享和 2 年 (1802)	七月一日 淀・八幡・楠葉・上島・点野・仁和寺村ノ諸村数十ヶ所破堤、而シテ就中害ノ太タシキハ点野トス、人畜死傷シ家屋三十九戸流亡セリ、稲作ノ如キハ皆無ニ属シ、畑作三分ノ一ヲ得タリ、同九月ニ至リ決口ヲ修築ス
文化 4 年 (1807)	五月五日 茨田郡八番村 (今ノ庭窪村大字八雲也) ニテ凡ソ八十間破堤 (被害ノ景況詳ナラス)
嘉永 1 年 (1848)	八月十日 交野郡渚村澱川堤防決壊ス、被害ノ状況詳ナラス
嘉永 4 年 (1851)	交野郡渚村澱川堤防決壊ス、被害ノ状況詳ナラス
明治 1 年 (1868)	五月 交野郡楠葉村ニ於テ二ヶ所、渚村ニ於テ一ヶ所澱川堤防決壊ス、被害ノ状況詳ナラス
明治 3 年 (1870)	九月 交野郡渚村堤防決潰ス
明治 17 年 (1884)	交野郡渚村澱川堤防決潰ス、大害アリ
明治 18 年 (1885)	六月十七日 茨田郡伊加賀村等ノ堤防決壊、実ニ未曾有ノ洪水ナリシカ、其悲惨ノ状況ハ当時ノ洪水誌ニ詳ナレトモ、尚市郡水害表ヲ添付ス (表なし)

参考文献：「澱川洪水ノ年月及被害ノ状況」(国立国会図書館憲政資料室所蔵井上馨関係文書『淀川治水運動ノ来歴』、明治 26 年 (1893) 10 月編纂、服部敬「享和二年の洪水と淀川改修運動」『寝屋川市史紀要』7 号、2000 年) より



【図表2】『新修大阪市史 歴史地図』図1 大阪の地盤より、一部加筆

上げられ、その事実関係は随分明らかとなっている。

また枚方の郷土史を研究する中島三佳氏は、堤防決壊時の行政（当時の大阪府知事である建野郷三）の対応を分析し、決壊に関する史料「堀溝村柳本家日記」の翻刻を行った⁽³⁾。植村善博氏・木谷幹一氏は、明治十八年の淀川洪水を記録した古写真の分析を行った⁽⁴⁾。

筆者も、市立枚方宿鍵屋資料館で開催した市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館合同企画展「明治十八年の淀川洪水」（平成二十六年（二〇一四）十月八日～十一月二十四日）、門真市立歴史資料館・市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館合同展示「淀川の洪水」（平成二十七年十月七日～十一月三十日）という二度の企画展において、展示の主担当として関わった。加えて、新稲法子氏との共著において、両企画展で展示した「明治十八年洪水碑記念扇子」とその版木に関する分析を行った⁽⁵⁾。

ただこれらの研究では、明治十八年の淀川洪水発生後の復旧過程において、どのような施設があり、それがどのような役割を果たしたかについては、ほとんど述べられていない。このような問題関心から、以前筆者は明治十八年の淀川洪水やその後の復興対応に際して、当時旅宿を営んでいた「鍵屋⁽⁶⁾」が一定程度、重要な役割を果たしていたのではないかと考えるようになった。明治十八年の淀川洪水やその後の復興対応に際して、一民間施設である「鍵屋」が如何なる役割を果たしたのかを、企画展の調査成果を踏まえつつ検討した⁽⁷⁾。

一方、災害と寺院を関連づけた研究としては、明治十八年の淀川洪水に限らなければ、関西圏の社寺の被災状況を分析した谷端郷氏の一連の研究⁽⁸⁾があるが、これらは被災した社寺の分布や特徴を地理学的視点で検討したものである。また関西圏に限らなければ、濃尾地震における浄土宗の活動について述べた長谷川雄高氏の研究⁽⁹⁾や、関東大震災における真言宗寺院に関する北原糸子氏の研究⁽¹⁰⁾などがある⁽¹¹⁾。

しかしながら、明治十八年の淀川洪水に際して被災した、あるいは被災を免れた社寺が地域住民にとって、どのよ

うな役割を果たしたかについて詳しく検討したものは、ほとんどないのではないだろうか。江戸期以来、寺院は檀家制度をもって檀家を人身支配し、檀家は寺院の経営を支える組織として組み込まれていったとされた。¹²⁾ 明治期には廃仏毀釈運動が起こり、寺院から収奪をされていた民衆がそれに参加し、全国各地の寺院が破却され、明治六年にキリスト教禁止令が解かれ、寺院が握っていた寺請の権限はなくなり、檀家への支配の法的根拠はなくなった。¹³⁾ このような当時の寺院と社会状況を踏まえつつ、明治十八年に発生した淀川洪水について、地域史の視点から真宗寺院の果たした役割を検討したい。

なお本稿では、紙幅が限られていることもあり、特に「淀川が近いため、水害に見舞われることがしばしばあったが、低湿地帯であるために、ひとたび堤防が切れ洪水になると、長らく水が滞留し一層大きな被害を蒙ることとなった¹⁴⁾」という現門真市域の真宗寺院を中心に検討したい。

一 明治十八年の淀川洪水の概要と『明教新誌』

ここでは、まず明治十八年の淀川洪水の概要を述べた上で、当時の仏教新聞である『明教新誌』にみえる明治十八年洪水に関連する記事をみていきたい。

明治十八年の淀川洪水は、大規模な堤防決壊が旧枚方宿西側の伊加賀村付近で発生したことから「伊加賀切れ（いかがぎれ）」と呼ばれる。六月十八日の明け方に、枚方の三矢村・伊加賀村の淀川堤防が約一八〇mにわたって決壊し、北河内・中河内一帯が水没、水害は大阪市中に及んだ。堰き止め工事が進んだ七月二日、再び豪雨による洪水のため、決壊箇所は元の約一八〇mに広がった。船橋川・穂谷川・天野川などの支流も決壊して、茨田郡（現在の守口市全域、門真市全域、寝屋川市・枚方市の一部）では水深五・六mに達するところもあり、府下各地は長期間浸水し



【図表3】『仮製地形図』（明治21年（1888）測量、明治26年製版、国土地理院（旧陸地測量部））より

た。¹⁵⁾

明治二十七年（一八九四）六月当時、第四区土木監督署長で土木監督署技士であった沖野忠雄がたび重なる淀川洪水の被害を防ぐために計画した意見書によれば、枚方付近は従来から難所の一つとして注目されており、①川幅が狭いこと、②旧枚方宿西側の伊加賀村において、淀川が急激に右折しており、洪水の際には水勢により伊加賀の堤防を破る危険があること、が挙げられる。これに対し、川の拡幅か付替かの二案が出されたが、川の付替を行うと大阪・伏見間で唯一の着船場である枚方を失うという不利益が考えられたので、川の拡幅案が採用されることとなった。またこの際に、伊加賀付近の堤防の改修も提言された。¹⁶⁾ すなわち明治十八年の淀川洪水で堤防が決壊した伊加賀は、従来から洪水の際には危険な箇所として認識されていたのである。

では実際に、明治十八年の洪水の際には、どのような被害が発生したのだろうか。

【史料1】⁽¹⁷⁾

此度ノ洪水ニテ伊加賀村山川堤防切披(破)ニ相成候ニ付、憐(隣)家皆々大混雜之由ニ付、種々評儀致、夫より無程夜明候間、新宅へ参り、いろく咄合居候処、最伊加賀村堤防切破ニ及、次第二淀川堤防も切込、逆も防キ方難出来様、人足ノ者ヨリ報知ニ寄、新宅ノ家中多人数寄集り、取片付、皆々拙宅へ持運ヒ、午後二時頃より家内皆々拙宅へ水揚リニ参り居候、其他宇又ハ源造・文治等も多々荷物持参、家内之者共皆々水揚リニ来ル、其他村大混雜也

右記史料は、中振村(現枚方市)で戸長などを勤めた畠山武平の日記である。六月十八日「伊加賀村山川堤防」「伊加賀村堤」が決壊し、その後「淀川堤防」も切れ、防ぐことができなかつた。午後二時ごろより皆々が拙宅へ「水揚リ」＝洪水から避難してきたという。また、河内平野から大阪市に流入している支川寝屋川堤防(通称「徳庵堤」)にも水勢が迫り、全堤防が破壊の危機にさらされたことから、この流入した水を本川に戻すため、東成郡野田村(現・都島区網島)の堤防を切開して淀川に放流した(俗称「わざと切れ」)。しかし六月二十九日には再び豪雨に見舞われ、河川の水量は増大し、復旧工事中の堤防はさらに一二〇余間(約二二〇m)にわたって決壊し、河内平野が浸水した。七月一日には雨は止んだが、宇治川・桂川・加茂川の水が下流の淀川へ流れ込んだ影響により、淀川の水量が増大、下流の各地の堤防が決壊し、天満橋・天神橋・難波橋をはじめ、土佐堀川や堂島川に架けられていた橋もほとんど押し流されてしまった。⁽¹⁸⁾

この後、明治十八年七月十四日、当時内務省土木局長であった三島通庸は同局の四等技師田辺義三郎とともに、堤防決壊箇所修復工事の様子を窺うため、枚方を訪れている。⁽¹⁹⁾八月五日には、決壊した堤防の西側に「半球形の新堤防を築く事に決定」したことが朝日新聞社によって報じられている。⁽²⁰⁾

明治十八年九月二十日付『朝日新聞』には「大阪府下に此の如きの洪水あるは、前古の事は姑く措き、今を距る八十四年前、即享和二年の出水、俗に点野切と称するもの以来になき所にして、其点野切に比すれば今度の出水猶より太甚しきを見るなり⁽²¹⁾」とあり、享和二年に発生した淀川洪水「点野切れ」と比較しても、この明治十八年の淀川洪水は大阪府下に甚大な被害をもたらしたという。

それでは、当時の仏教新聞である『明教新誌』は、この洪水をどのように伝えたのであろうか。『明教新誌』は、初期の『官准教会新聞』時代を含めると、明治七年から明治三十四年まで、四六〇三号にわたって続いた隔日発行の仏教新聞である。この新聞を主宰したのは、著名な仏教運動家で、ジャーナリストとしても知られた大内青巒である。大内はこの新聞を皆として、新聞紙条令と讒謗律という言論取締法に粘り強く抵抗しながら、さまざまな啓蒙運動を展開し、仏教内外に大きな影響を与えた。『明教新誌』は、特定の宗派に偏らない編集方針を持ち、隔日発行だけに情報量が多く、内容も官報、各宗の録事、社説、雑報、論説、法語、文芸、寄書などバラエティーに富んでいる。それだけにこの新聞は、日本近代仏教史を研究する上で必要不可欠の資料として注目を集めてきた⁽²²⁾。

明治十八年七月六日付『明教新誌』には、「此程淀川堤防暴漲の爲め大坂管内の洪水に罹りし者へ御救恤として去る三十日に金三千圓を下賜せられたり⁽²³⁾」とあり、大坂管内の洪水にあたり、被災者への救恤金として金三千圓が六月三十日に下賜されている。これは「明治十八年六月三十日」付で宮内省が「淀川暴漲ノ爲メ其府管内洪水ニ罹り候者共へ御救恤トシテ思召ヲ以テ金三千圓下賜候事⁽²⁴⁾」と送っており、宮内省から下賜されていることがわかる。

次いで、明治十八年七月六日付『明教新誌』には「同山（真宗本願寺）管長大谷光尊上人は此程の洪水に河内国の人民は土地家屋を蕩尽し飢餓に叫ぶの惨状あれは数名の僧侶を出張せしめて救助方を行なはれたる由」とあり、真宗本願寺管長大谷光尊は洪水被害のあった河内国の住民のために数名の僧侶を出張させている。また、明治十八年七月十日付『明教新誌』には「同寺（真宗本願寺）普通教校の有志者は河内地方洪水罹災者救助費とし金二十圓を喜捨

せられたりと云ふ」とあり、有志を募って被災者救助のため金二十円を寄付している。

洪水翌年の明治十九年九月二十日付『明教新誌』には「昨年大阪府下洪水の際深川西念寺西条証道宝徳寺藤田祐鑑二氏等が發起して深川西念寺に於て右罹災者救恤の説教を開き同日有志の出金せられたる金員を取纏めて施入せられし（略）」とあり、昨年の淀川洪水の際に、浄土真宗本願寺派「深川西念寺」（現東京都豊島区池袋）において説教を開き、有志を募り救恤金を取りまとめて施入している。明治十九年十月二十二日付『明教新誌』には「真宗本願寺学座生徒一同より昨年大阪府下洪水の節罹災者救恤として金五十円五銭を施与せられしが此程同府知事より木杯一個を下賜せられたる由」とあり、「真宗本願寺学座生徒一同」が被災者救恤のために金五十円五銭を寄付し、大阪府知事より木杯一個を下賜されている。

このようにみていくと当時の真宗寺院の役割として、明治十八年の淀川洪水の被災地以外の真宗寺院やその関係者が僧侶を出張させたり、寄付金を送ったりしていることがわかる。また僧侶が説教することにより救恤金を募り、それを取りまとめて被災者へ送る役割を果たしていたこともわかる。⁽²⁵⁾

ただこれらは、被災地域・被災者側ではなく、あくまで被災地域外の真宗寺院がどのような役割を果たしていたかの一端をみたに過ぎない。では、「淀川が近い」ため、水害に見舞われることがしばしばあったが、低湿地帯であるために、ひとたび堤防が切れ洪水になると、長らく水が滞留し一層大きな被害を蒙ることとなった⁽²⁶⁾という、決壊した枚方より下流にあたる現門真市域や、その地域の真宗寺院ではどのような被害が発生し、この際における真宗寺院の果たした役割は、如何なるものであったのだろうか。

二 洪水発生後における真宗寺院の果たした役割

— 現門真市域を中心に —

では、現門真市域や、その地域の真宗寺院ではどのような被害が発生し、この際における真宗寺院の果たした役割は、如何なるものであったのだろうか。大阪府下では、「府下全域の被害は堤防決壊二二ヶ所、浸水町村九九七町村、流失家屋二万六二二一戸、死者二九三人。この洪水による門真五ヶ村の貧困者の総数は一四九〇人であった⁽²⁷⁾」ことがわかっている。

【図表4】は、門真三番村外四村戸長を勤めた野口守敏⁽²⁸⁾が書き留めた手記を表にしたものである。被災戸数・被災者ともに、およそ六割ていどの被害があったことがわかる。まず、当該地域の被害状況を確認しておく。

【史料2】⁽²⁹⁾

明治拾八年六月拾八日午前四時切込、同八月拾参日閣留め参拾日、本堤防落成。

淀川堤防三ツ矢村領切込爾来物控

六月拾八日午前四時三ツ矢村領にて長切込、同日午後式時過に水先来る、八時頃より敷地に水乗る、量水嵩にて当家落間下手進水有之、追々減水に

【図表4】『門真町史』788頁、洪水の災害救助〔門真三番 野口守敏手記〕「取調書」より

村名	①戸数	②被災戸数	②／①	③人員	④被災者	④／③
門真一番上村	75	46	61.3%	376	196	52.1%
門真一番下村	65	38	58.5%	288	163	56.6%
門真二番村	140	79	56.4%	725	407	56.1%
門真三番村	130	70	53.8%	487	330	67.8%
門真四番村	137	95	69.3%	675	394	58.4%
合計	547	328	60.0%	2551	1490	58.4%

て植付も出来候様心得候処、同式拾八日より丑寅の風雨烈敷降り続き切込始め間も無当家玄関上式丁にて三寸計
迫水嵩誠にあわれな事にて銘々命丈け助り度存様、徳と考へも無之心配いたし、対村にて晩船壹艘八石積壹艘三
枚板三艘共借り請宅之浦手に繋置減水相待居候、然るに八月拾参日頃に水留め同三拾日に安堵仕候、引続き寄り
繕ひに取掛り候処中大返成事にて多分の物入誠に困入候得共、鳥駕籠の如くに候得は難捨置破損修覆に取掛り
候事誠に前代未聞之水害也。

一、東蔵の二階へ水五寸乗る。

一、浦蔵の水上り入込式尺程水切る。

一、中蔵にて米三俵半迄水築に有之事。

一、乾蔵にて式尺式寸床上へ水築候事。

門真二番村の中塚氏は、六月二十八日の洪水では何とか命だけは助かり、隣村にて船を借り受け、自宅の裏に繋ぎ
とめて減水を待っていたという。自宅は、「東蔵の二階へ水五寸乗る」「浦蔵の水上り入込式尺程水切る」「中蔵にて
米三俵半迄水築に有之事」「乾蔵にて式尺式寸床上へ水築候事」という状況だった。

【史料3】⁽³⁰⁾

明治十八年六月二十三日午前十一時三十分頃、門真一番上村の川端惣七（当時村子使）が同村領の古川堤防に六
十二三才の婦人の溺死体の漂着したのを発見し、戸長役場へ届出た。医師葛岡大輔の検死の後、同村埋葬場に仮
埋葬した。当時の戸長は野口守敏で、枚方警察署守口分署長は警部補伊沢新太郎であった。

明治十八年六月二十三日午前十一時三十分頃、門真一番上村の川端惣七（当時村子使）は、同村領の古川堤防に六十二三才の婦人の溺死体の漂着したのを発見し、戸長役場へ届出たという。この他、明治十八年八月付茨田郡門真一番上村・下村他三ヶ村「御願」に「当管理内去ル六月十七日及ヒ三十日ノ水害ニ耕地ハ悉皆浸水シ、（略）向フ三ヶ年間免租被成下度別紙調書相添此段奉懇願候也」とあり、現門真市域でも各所で被害が発生していたことがわかる。以下、現門真市域にあった真宗寺院について、明治十八年の淀川洪水発生時の様子を確認していきたい。まずは、現門真市北巢本町に所在する安乗寺である。

【史料4】⁽³²⁾

大字巢本

本地は古来茨田郡に属し、もと八箇荘の内にして、巢本村と称す。

安乗寺は字中道にあり、真宗東本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす。創立の年代は詳ならず。もと門真一番上村にありしが、明治十二年五月当所に移転せり。境内は九拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

『大阪府全志』は、大阪府地方課の職にあった井上正雄が管内国郡市町村の沿革の明らかでないものが多いことを嘆いて、大正十一年（一九二二）に完成させたものである⁽³³⁾。現門真市北巢本町に所在する安乗寺は「真宗東本願寺末」で、もともとは門真一番上村にあったが、明治十二年五月以降は巢本村にあった。境内には「本堂・庫裏」があったという。

【史料5】⁽³⁴⁾

巢本安乗寺の過去帳に次の記事がある。

明治十八年七月一日洪水ニ付水入、堀溝ニ至リ、学校ニテ寓居ス、枚方切ル、事二百四十間、当寺内陣上檀ヨリ五寸高ク水入ル、然ルニ御本尊什宝一モ水ニヌラサズ、此時ニ住職緑広寂、六十一才

七月一日の洪水によつて堀溝にまで水が入り、学校に避難した。安乗寺には「内陣上檀」より五寸ほど水が入つてきたが、本尊や什宝は水に濡れず被害がなかったという。

現門真市岸和田に所在する善福寺は、以下のものであった。

【史料6】⁽³⁵⁾

大字岸和田

本地は古来茨田郡に属し、もと八箇荘の内にして、岸和田村と称す、字地に川中・大西・川田・中村・坂口といへるあり。

(略)

善福寺は字道場にあり、臥龍山と号し、真宗東本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壱百参拾五坪を有し、本堂・廊下・長屋・門を存す。

善福寺は「真宗東本願寺末」、境内には「本堂・廊下・長屋・門」があつた。

【史料7】⁽³⁶⁾

岸和田

五月二十六日切

明治十八年洪水

六月一日雨一番上トシ、善福寺デ屋根ノムネガ見エタダケ、半月位水浸シ。

六月（七月の誤りか）一日の雨により、善福寺は「屋根ノムネ」が見えるだけの状態で半月ほど水浸しとなったという。

最後に、現門真市御堂町に所在する願得寺をみてみよう。

【史料8】⁽³⁷⁾

願得寺は旧門真一番上村字古橋にあり、光明山と号し、真宗東本願寺末にして阿弥陀仏を本尊とす。本尊は恵心僧都の作と傳へらる。もと古橋坊と呼び、文明十年三月本願寺八世蓮如上人の真宗念仏弘通の爲めに建てられたる道場なしりが、同十一世頭如上人の時に至り、天文元年蓮如上人の十男法印権僧都実悟に付与せられて、実悟僧都の住する所となり、実悟僧都は永禄年中に至り加賀国劔村（今の石川郡鶴来村）なる蓮如上人創立の光明山願得寺を移して、光明山願得寺と称し、清沢を姓とせり。（略）境内は壱千四百四拾參坪を有し、本堂・広間・次之間・玄關・茶所・居間・鐘楼・太鼓楼・門等相連り、外に小松房ありて阿弥陀仏を安置せり。本堂は拾間に拾壹間の寢殿造様式にして、もと徳川氏より伏見城の一部を寄進せられたる山門を有したりしが、其の門扉の一片は今に残れり。毎年十一月六日より三晝夜に亘りて報恩講執行の際には、往時より遠近の信徒群參するを例とす。明治初年の混乱と同十八年の大洪水に際して、寺宝の多くを破損流失したるも、尚残存せるもの少からざる

が内に、其の重なるものを挙げれば、伝聖徳太子作阿弥陀如来立像・源空上人筆来迎阿弥陀如来画像・祖師上人頂骨・親鸞上人絵伝・蓮如上人作親鸞上人木像・同上人作木彫自像・同上人自画自讃真影・同上人消息・及び豊臣秀吉の制札等なり。

願得寺は「真宗東本願寺末」で、境内は一四四三坪を有し、「本堂・広間・次之間・玄関・茶所・居間・鐘楼・太鼓楼・門等」が連なっていた。明治十八年の大洪水に際しては、寺宝の多くを破損し流失したのもあったが、残存したものも少なくはないという。

【史料9】⁽³⁸⁾

第二回目に大水となる。家屋の流失したものが多い。

初メ堤防―願得寺―寺川へ逃ゲル。

二晩空腹、寺川ニツク、牛毛流ル、人ノ死骸多ク稗島ニナガレツクイナガ多クトレタ。

桑才村の北崎氏は、初めは「堤防」(古川の堤防か)におり、その後願得寺へ移動、さらに「寺川」へ逃げたようである。「寺川」に着くと牛が流されており、人の死骸が多く稗島に流れ着いていたという。願得寺は、一時的に避難場所となっていたことがわかる。

【史料10】⁽³⁹⁾

右の貧困者総数千四百九十人に対し、大阪府甲第四十二号達郡部備荒儲蓄規則により、明治十八年六月二十三

日、来るべき三十日間の食料及び小屋掛料の給与分を戸長から郡長に申請した。

大阪府は当時の守口町に「臨時守口出張」を設置し、救助掛官なるものが駐在した。門真五ヶ村の村人は多く守口堤防に避難したので、七月三日第二回の水災後、門真三番村外四村戸長役場臨時出張所を守口町の中島屋青木弥四郎宅に設けて事務を執ることになった。

門真五ヶ村が右の守口出張所から領収した救助品は左の如くであった。

明治十八年六月二十二日 白米七石一斗

同月廿四日 白米十一石九斗、梅干半樽

同月廿七日 梅干一樽、大根漬一樽、塩七俵

同年七月三日 白米二十一石二斗

同月六日 白米四石

同月八日 白米八石

同月八日 白米八石

同月九日 白米十五石二斗

同月十二日 白米八石

合計五十六石四斗の白米を受けて、七月十四日現在で左の如く処分されている。

七月三日、白米四斗（門真一番下村居残窮民食料）、白米六石八斗五升（七月三日、四日の両日守口町に避難の

窮民に焚出す）

七月五日 白米八斗（門真一番上村願得寺へ居残る窮民の食料）、白米三石五斗（守口町にて焚出す）

七月六日 白米三石四斗、守口町にて焚出す。

同 七日 白米三石四斗、同右

同 八日 白米三石四斗四升、同右

同 九日 白米三石六斗二升、同右

同 十日 白米八斗、門真一番上村願得寺の避難民に贈る、白米八斗門真二番村の居残窮民に贈る、白米三石九斗五升、守口町にて焚出す、白米五斗、門真校番人足へ食料の為贈る。

同 十一日 白米四石三斗、守口町にて焚出す。

(略)

計 五十石三斗、残 六石一斗(七月十四日午後七時現在)

明治十八年六月二十三日、戸長は郡長を通して、大阪府に被災者(史料では「貧困者」)への支援を申請、「大阪府は当時の守口町に「臨時守口出張」を設置し、救助掛官なるものが駐在した。門真五ヶ村の村人は多く守口堤防に避難したので、七月三日第二回の水災後、門真三番村外四村戸長役場臨時出張所を守口町の中島屋青木弥四郎宅に設けて事務を執ることになった」という。門真五ヶ村が守口出張所から領収した救助品は、例えば六月二十二日「白米七石一斗」、二十四日「白米十一石九斗、梅干半樽」、二十七日「梅干一樽、大根漬一樽、塩七俵」など、七月十四日現在で「計 五十石三斗、残 六石一斗(七月十四日午後七時現在)」であった。加えて、七月五日には「白米八斗(門真一番上村願得寺へ居残る窮民の食料)、十日には「白米八斗、門真一番上村願得寺の避難民に贈る」とある。被害の大小はあるが、安乗寺・善福寺・願得寺ともに被災したことは間違いないようである。ただ願得寺については、被災者の避難場所として機能していたことがわかる。

おわりに

最後に本稿で述べたことをまとめたい。明治期には廃仏毀釈運動が起こり、寺院から収奪をされていた民衆がそれに参加し、全国各地の寺院が破却され、明治六年にキリスト教禁止令が解かれ、寺院が握っていた寺請の権限はなくなり、檀家への支配の法的根拠はなくなった。このような当時の寺院と社会状況を踏まえつつ、明治十八年に発生した淀川洪水について、地域史の視点から真宗寺院の果たした役割を検討した。

明治十八年の淀川洪水は、その流域の住民に大きな被害をもたらした。当時の真宗寺院の役割として、明治十八年の淀川洪水の被災地以外の真宗寺院やその関係者が僧侶を出張させたり、寄付金を送ったりしていることがわかる。また僧侶が説教することにより救恤金を募り、それを取りまとめて被災者へ送る役割を果たしていたこともわかる。

次に、洪水発生後における真宗寺院の果たした役割を、現門真市域を中心に検討した。結果、真宗寺院自体も被災していたが、願得寺のように被災者の避難場所として機能する場合もあった。このようにみていくと当時の真宗寺院と地域住民の関係は、民衆による廃仏毀釈運動や全国的な寺院の破却など、両者の対立的側面から述べていくだけでは不十分であることは間違いないだろう。

もちろん、明治十八年の淀川洪水の被災地域は現門真市域だけではないので、今後はより広域的な視点から検討する必要がある。

付記

本稿作成にあたっては、植村善博・大邑潤三・木谷幹一・谷端郷（五〇音順）の各氏にさまざまなアドバイスをいただいた。

ここに記して謝意を表する。

註

- (1) 『枚方市史 第四卷』（枚方市史編纂委員会、一九八五年）一八一頁。
- (2) 『淀川百年史』（淀川百年史編纂委員会、一九七四年）三〇四～三〇九頁、『枚方市史 第四卷』（枚方市史編纂委員会、一九八〇年）一八〇～一八九頁、『大阪市史 第五卷』（新修大阪市史編纂委員会、一九九一年）四二〇～四二二頁、『東大阪市史 近代Ⅰ』（東大阪市史編纂委員会、一九七三年）八八八～九一〇頁など。
- (3) 中島三佳『東海道枚方宿と淀川』（発行同、二〇〇三年）二九一～三〇一頁。
- (4) 植村善博『明治十八年大阪水害の被害と記録写真』（『佛教大学歴史学部論集』六号、佛教大学、二〇一六年）、植村善博・木谷幹一「山口県文書館および尼崎市立地域研究史料館所蔵の明治十八年大阪水害写真について」（立命館大学歴史都市防災研究所『京都歴史災害研究』一七号、二〇一六年）。
- (5) 片山正彦・新稲法子「守口文庫所蔵『明治十八年洪水碑記念扇子』について」（『大阪芸文研究 混沌』三九号、混沌会、二〇一六年）。
- (6) 現在その建物は、同地で「市立枚方宿鍵屋資料館」として活用される。なお「鍵屋」の歴史については、『市立枚方宿鍵屋資料館 展示案内』（枚方市教育委員会、二〇〇二年）が詳しいが、その他、拙稿「史料紹介「旅籠屋并商人宿煮売屋名前書上帳」」（枚方市立中央図書館市史資料室『枚方市史年報』一七号、二〇一五年）・同「近世宿場町の「船宿」について―枚方宿「鍵屋」を事例に―」（『御影史学論叢』四〇号、二〇一五年）・同「近世枚方宿の景観と「船宿」―三矢村を中心に―」（渡邊忠司監修・片山正彦編『近世地域史文化史の研究』名著出版、二〇一八年）でも検討した。
- (7) 拙稿「明治十八年の淀川洪水と「鍵屋」―大阪府知事建野郷三に利用された旅宿―」（枚方市立中央図書館市史資料室『枚方市史年報』一九号、二〇一七年）。なおこの他、淀川洪水に関しては、拙稿「明治十八年の淀川洪水と北河内―現門真市域を中心に―」（立命館大学歴史都市防災研究所『京都歴史災害研究』一八号、二〇一七年）・同「大坂冬の陣における堤防の役割―主に「文祿堤」と京街道を事例として―」（交通史学会『交通史研究』九三号、二〇一八年）・同「淀川の近代治水事業と禹王遺跡」（古今書院『地理』七六二号、二〇一八年）でも述べた。
- (8) 谷端郷「一九三八年阪神大水害における被災社寺の空間的特徴」（立命館大学歴史都市防災研究所『歴史都市防災論集』

- 三号、二〇〇九年）、同「大阪市における一九三四年室戸台風による被災社寺の分布とその特徴」〔『歴史都市防災論集』八号、二〇一四年〕。
- (9) 長谷川雄高「濃尾地震における浄土宗の活動について」〔『歴史地震』三三三号、二〇一八年〕。
- (10) 北原糸子「関東大震災の寺院被害と復興―関東圏における真言宗智山派寺院の場合―」〔『歴史地震』三三三号、二〇一八年〕。
- (11) この他、羽賀祥二「一八九一年濃尾地震と地域社会の動向―尾張北部・西部地域の被害と対応について―」〔名古屋大学文学部研究論集・史学』五七号、二〇一一年〕、大窪健之「津波避難拠点として機能した社寺」〔東北文化研究センター編『東北学』〇三三』はる書房、二〇一四年) などがある。
- (12) 『国史大辞典 第九卷』(吉川弘文館、一九八八年)「檀家制度」項。
- (13) 『国史大辞典 第十一卷』(吉川弘文館、一九九〇年)「廃仏毀釈」項。
- (14) 『門真市史 第六卷』(門真市、二〇〇六年) 六五頁。
- (15) 『郷土枚方の歴史』(枚方市史編纂委員会、一九九七年) 二〇〇頁。
- (16) 明治二十七年(一八九四)六月二十八日付「淀川高水防禦工事計画意見書」(前掲『淀川百年史』三四五頁)。
- (17) 「中振村役人日記」(枚方市史資料室架蔵畠山家文書) 明治十八年六月十八日条。
- (18) 『東大阪市史 近代Ⅰ』八八八―九一〇頁。
- (19) 『朝日新聞記事集成 第一・二集』(枚方市史編纂委員会、一九八三年) 二三〇。
- (20) 『朝日新聞記事集成 第一・二集』二四五。
- (21) 『朝日新聞記事集成 第一・二集』二六六。
- (22) 高野山大学図書館HPより、二〇一八年十二月二十一日閲覧。
- (23) 『明教新誌』の各記事については、「佛教大学図書館デジタルコレクション 明教新誌(β版)」からの引用である。二〇一八年十二月二十一日閲覧。
- (24) 大阪府立中之島図書館蔵「洪水志第壹編」(大阪府、一八八六年) 一四頁。
- (25) 救恤金については、真宗寺院に限らなければ、明治十八年六月二十九日付「大阪府下洪水遭難賑恤金表」によって判明するものもある。本史料によれば、三十四国立銀行や堂島米商仲買らが金や米を寄付していることがわかる(市立枚方宿鍵

屋資料館特別講座「古写真からみる明治十八年大阪大水害」二〇一六年、植村善博氏報告より。

- (26) 『門真市史 第六卷』 六五頁。
- (27) 『門真市史 第六卷』 六八頁。
- (28) 『門真町史』 (門真町史編纂委員会、一九六二年) 八〇二頁。
- (29) 『門真町史』 七八七頁 (二番 中塚氏文書)。
- (30) 『門真町史』 七八八頁 (野口守敏手記)。
- (31) 『門真市史 第五卷』 (門真市、二〇〇一年) 四三頁、四一 明治十八年洪水につき歎願 (関西学院大学図書館蔵門真三番村野口家文書)。
- (32) 井上正雄著『大阪府全志 卷之四』 (清文堂出版、一九二二年初版) 一一一六頁 (「大字巢本」)。
- (33) 『大阪府全志 卷之一』 序。
- (34) 『門真町史』 七八八頁 (巢本安乗寺過去帳)。
- (35) 『大阪府全志 卷之四』 一一一六頁 (「大字岸和田」)。
- (36) 『門真町史』 七八八頁 (明治十八年洪水記録)。
- (37) 『大阪府全志 卷之四』 一一一六頁 (「大字門真」)。
- (38) 『門真町史』 七八八頁 (桑才 北崎小三郎氏文書)。
- (39) 『門真町史』 七八八頁 (門真三番 野口弘氏文書)。